

6月定例会のあらまし

6月定例会は、3日に招集され、21日までの19日間の会期で開かれました。

工事請負契約の締結1件、条例制定1件、条例改正4件、一般会計・特別会計の補正予算3件など9議案が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

また最終日には、財産の取得1件、意見書1件が追加提出され、いずれも原案のとおり可決・採択しました。

一般質問は、会期17日目(6月19日)に7人が当面する村政の問題をたどしました。

条例改正

施設使用料等が値上げに

消費税が10%に引き上げられるに伴い、増税分について使用料が値上げになります。

令和元年10月1日から施行

● 行政財産の目的外使用料

● 総合社会教育センター使用料

● 公民館分館使用料

● 運動広場使用料

● 南部体育館使用料
● すこやかセンター使用料

● 聖苑葬祭場使用料

● 農業集落排水処理施設使用料

● 産業会館使用料

● 都市公園使用料

● 道路占用料

変更のないもの

○ 行政手数料(証明等)

○ トレーニングルーム使用料

○ 温水プール使用料

○ 聖苑火葬場使用料

○ ふれあい温泉使用料

討論

反対：橋本 渉議員

消費税が10%に増税されることにより飛鳥村の使用料等が値上げされる。消費税そのものに反対しているので反対する。

賛成：加藤 光彦議員

消費税率の引き上げに伴い、適正な受益者負担を確保するための改正であるので賛成する。

(賛成多数で可決)

地方税法の改正のため関係条文を整理

寄付金控除対象となるふるさと納税の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の延長を含む車体課税の大幅な見直しなど、関係条文の整理がされました。

(全員賛成で可決)

法定外公共物の占用料を変更

法定外公共物での電柱等工作物の占用料を、道路占用料と同額にしました。

令和元年10月1日から施行。

(全員賛成で可決)

○国保税 5割・2割軽減の基準額の見直し

区 分	軽減判定所得	
	現 行	改正後
7割軽減	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	基礎控除額+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

国保税 低所得者層の負担を軽減するため、軽減判定所得の基準額を引き上げます。
公布の日から施行。
(全員賛成で可決)

介護保険料の減額賦課の範囲を拡大

介護保険料は所得に応じ12段階に分かれており、第1段階の方には減額措置がされています。この措置を第3段階まで拡大しました。
公布の日から施行。
(全員賛成で可決)

○国保税 税限度額の引き上げ

区分	現 行	改正後
基礎課税額	57万円	60万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円

○介護保険料の減額措置

	現 行		改正後	
	基準額に対する割合	保険料額	基準額に対する割合	保険料額
第1段階	0.45	34,290円	0.375	28,570円
第2段階	0.75	57,150円	0.625	47,620円
第3段階	0.75	57,150円	0.725	55,240円

(全員賛成で可決)	歳入	歳出	歳入	歳出
	一般会計(第2号) 主な内容 ・財政調整基金繰入金 ・1273万1千円増額 ・地域整備基金繰入金 ・4067万円増額 ・保育所トイレ改修工事 ・86万4千円増額 ・道路維持工事費 ・4067万円増額 ・学園ICT機器更新支援委託 ・264万円増額 ・学園電話交換機改修工事 ・843万円増額 ・学園アリーナ電気改修工事 ・850万円増額	歳入 ・国民健康保険(第1号) 法改正によるシステム改修を行うための増額。 (全員賛成で可決)	歳出 ・介護保険(第1号) 低所得者保険料軽減等に対応するためのシステム改修で増額。 (全員賛成で可決)	歳入 ・国民健康保険(第1号) 法改正によるシステム改修を行うための増額。 (全員賛成で可決)

補正予算

6月定例会 補正予算一覧

(△は減額)

会計名	補正額	補正後の額
一般会計(第2号)	5,443万1千円	60億5,064万9千円
特別会計		
国民健康保険(第1号)	137万5千円	4億9,637万5千円
介護保険(第1号)《保健事業勘定》	63万6千円	4億4,138万6千円